

## 感染者の療養期間の見直しについて

オミクロン株が主流である間の、新型コロナウイルス感染症感染者の療養期間が見直されましたのでお知らせします。

本見直しについては令和4年9月7日より適用となり、同日時点で患者である者にも適用されます。

御確認のうえ適切に御対応ください。

### 記

#### 1 オミクロン株の感染者の療養解除基準（下線部分：令和4年9月改訂）

- (1) 有症状患者（入院している者を除く）は、発症日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

ただし、10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等自主的な感染予防行動を徹底する。

- (2) 無症状患者は、検体採取日を0日目として7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。

ただし、7日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底する。

#### 2 再掲：オミクロン株の濃厚接触者の特定調査及び待機期間（令和4年7月改訂）

接触場所	対象	特定調査	待機期間
同一世帯内	園児 児童・生徒 教職員	同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者	・5日間の待機（6日目解除）※1 ・3日目から解除を可能とする ※2
幼稚園 小学校	園児 児童 教職員	調査しない	・5日間の待機（6日目解除）※3 ・3日目から解除を可能とする ※2 ・教職員は毎日検査により教育に従事可能 ※4
中学校 (事業所扱い)	生徒 教職員	調査しない	・行動制限は求めないが、状況に応じて自主的な感染拡大防止対策を徹底する 例) 5日間の待機に加えて自主的に検査

※1 感染者の発症日又は、住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）。ただし、別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。

また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

※2 無症状であり、抗原定性検査キットにより2日目及び3日目の陰性確認後、待機を解除することが出来る。

また、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避ける、マスクを着用すること等の感染対策を徹底すること。

※3 最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）。

## 感染症拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間（令和4年9月改訂）

疾病名	欠席率	臨時休業期間
新型コロナウイルス感染症	10%	原則5日間

※ オミクロン株の特徴として、感染から3日程度で発症するため、臨時休業（学級閉鎖）期間は原則5日間とする。

【問合せ】 墨田区教育委員会事務局  
学務課給食保健・就学相談担当  
電話 03-5608-6305（直）